

棚田の保全と活用にむけた6次産業化 オーナーモデルの経済効果について

岸村 憲作¹・澤田 俊明²・坂本 真理子³・宮井 浩志⁴

¹正会員 株式会社あいコンサルタント（〒771-0134徳島市川内町平石住吉209番地5-403）

kishimura.kensaku@gmail.com

²正会員 博士（工学）有限会社環境とまちづくり・徳島大学客員教授（〒771-4501徳島県勝浦郡上勝町福原川北30番地）

tksswduwhu@quolia.ne.jp

³正会員 有限会社環境とまちづくり主任研究員（〒771-4501徳島県勝浦郡上勝町福原川北30番地）

mariko-s@beetle.ocn.ne.jp

⁴非会員 徳島大学地域創生センター特任助教（〒771-4501徳島県勝浦郡上勝町福原川北30番地徳島大学上勝学舎）

miyai@cr.tokushima-u.ac.jp

中山間地域における棚田をはじめとする二次的自然は、保全と活用の同時解決が求められている。棚田における耕作者の大半は、65歳以上の高齢者が占めている。棚田を保全・活用するためには、棚田における稲作技術の継承・継続した労働力の確保・収益性向上等が課題である。本研究では、徳島県勝浦郡上勝町における棚田オーナー制を対象として、既存オーナー制と酒づくりを介した6次産業化オーナー制の仕組みを取り上げ、棚田米の収益性向上に着目し、その経済効果の検討を行った。

Key Words: Rice terraces preservation, Sixth industrialization, Economic effect, Continuous activity

1. はじめに

中山間地域では人口減少等により人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の存続が危ぶまれている。この中山間地域における「生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化」は生物多様性の第2の危機としてクローズアップされている。

COP10（生物多様性条約第10回締約会議）において環境省と国連大学高等研究所は、SATOYAMAイニシアティブを提唱するなど、中山間地域における自然資源の持続可能な利用・管理が課題となっている。

また、文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの）についても、重要文化的景観の保存と活用が課題となっている。以上のように、棚田をはじめとする二次的自然環境は保全と活用の同時解決が求められている。

徳島県勝浦郡上勝町では、棚田の保全と活用を目指し

た取り組みが行われてきており、これまでもワーキングホリデーによる農山村交流や棚田オーナー制の展開と課題に関する既往研究が行われている。

2. 研究目的

本研究は、棚田の保全・活用を目指した新たな事例として徳島県勝浦郡上勝町における棚田を活用した6次産業化オーナーモデルに着目し、その経済効果を検討することを目的とする。

3. 棚田保全・活用の取り組みと課題

(1) 既存オーナー制度について

上勝町では、重要文化的景観に選定されている檜原の棚田において、NPO法人郷の元気による棚田オーナー制が実施されている。本取り組みは、会費1口50,000円で100㎡の棚田オーナーとなり、特典として玄米約30kgを受け取ることができる。オーナーは、田植え・草刈り・稲刈りといった農作業に参加する。会費として支払われた50,000円は、農作業を行う農家が35,000円、事務局を担うNPO法人が15,000円を得る仕組みである。耕作放棄

地の提供を促進するための工夫として、農地提供のみでも5,000円が農地提供者に入る仕組みとなっている。この5,000円は100㎡で収穫できる米を販売した場合の農家の手取に相当する額となっている。

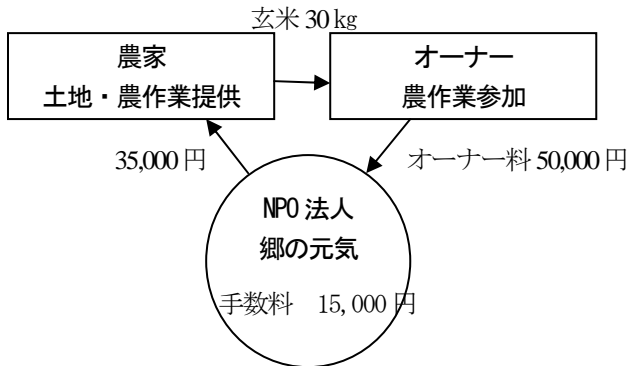


図-1 既存オーナー制（土地所有者が農作業実施）

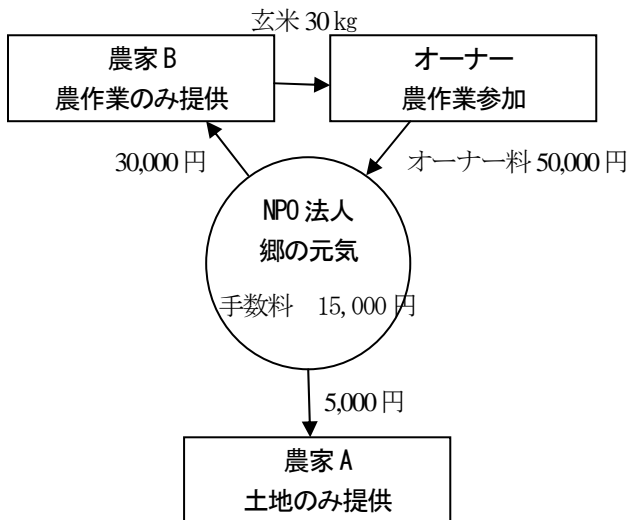


図-2 既存オーナー制（土地所有者が土地提供のみ）

(2) 既存オーナー制度の課題

檜原地区におけるオーナー数は、図-1に示すとおり微増状態である。他の集落でもオーナー制度の導入を望む声が聞かれるものの、新たなオーナーを呼び込むことができるかは不確定である。また、高齢化の進展に伴い、100㎡以上の比較的大きな棚田も放棄されつつあるなど、新たなオーナー制度開発の必要性が高まっている。

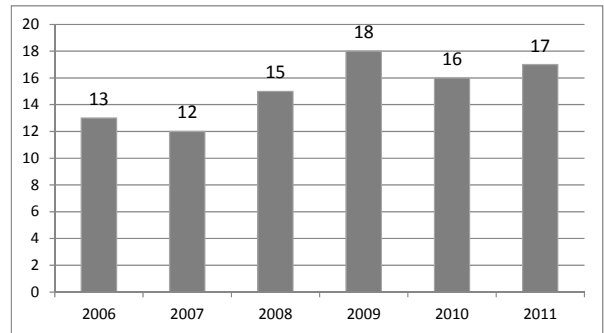


図-3 檜原の棚田オーナー数の推移

上勝町の農業を支える世代は、65歳以上の高齢者であり、近い将来に農業の担い手が不足することが懸念される。新たな担い手を確保するためには、棚田米の収益性向上が急務である。

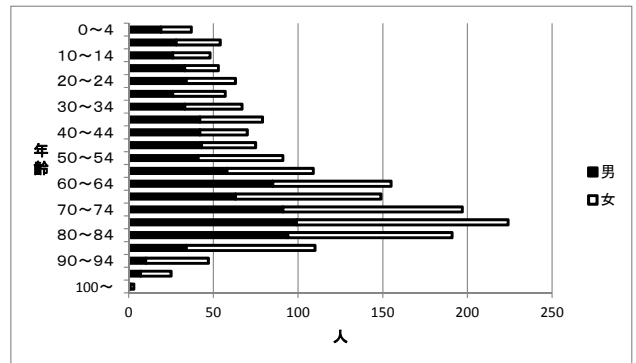


図-4 上勝町の年齢層別人口（H23.3.31現在）

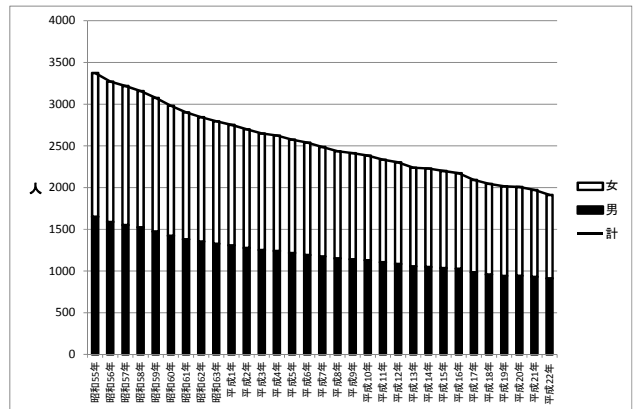


図-5 上勝町の年度別人口推移（H23.3.31現在）

(3) 棚田における収益性の比較

棚田での農作業を維持するためには、面積当たりの生産性向上が重要となる。普通米として販売した場合の売上・ブランド米として販売の売上・オーナー制による収入について収益性の比較を行った。

棚田1枚100㎡あたり玄米30kgと設定すると、オーナー制の収入は普通米の7倍程度となる。

(a) 普通米

聞き取りによれば、玄米 30 kgを上勝町管内 JA に販売した場合、農家の手取はおおよそ 5,000 円である。

(b) ブランド米

現在、檜原の棚田米は消費者への販売価格で玄米30kg が10,500円（350円/kg）で販売されている。このうち、農家の収入は9,200円である。

全国の主要な棚田ブランド米について、インターネットで玄米価格を調べた結果、平均約570円/kgで販売されている。「棚田米」・「天日干し米」・「源流米」・「無農薬米」といったキーワードでブランド化が図られている。

(c) オーナー制

全国水土里ネットホームページの「全国棚田オーナー制度」一覧に基づき、全国棚田のオーナー料を調べた。もっとも安いオーナー料は110円/㎡、高いオーナー料は500円/㎡、オーナー料の平均は約300円/㎡である。檜原の棚田は全国で一番高いオーナー料500円/㎡であり、農家収入は350円/㎡となる。

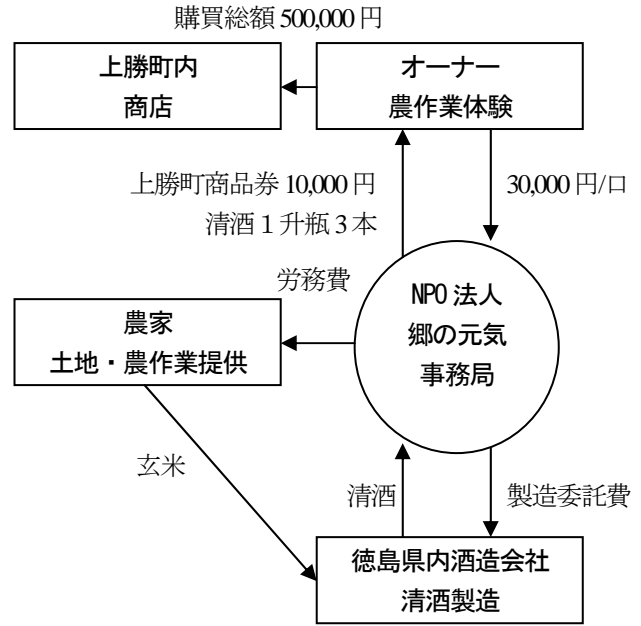


図6 酒オーナー制モデル図

4. 上勝町正木地区における酒オーナー制の取り組み

(1) 6次産業化オーナー制

棚田米の栽培・収穫・加工までをオーナー制の仕組みに組み込み、棚田米の付加価値向上を目指すのが6次産業化オーナー制である。NPO法人郷の元気は徳島県勝浦郡上勝町正木地区において、平成23年5月より「かみかつ酒つくり隊」という酒オーナー制をスタートさせている。

(2) 酒オーナー制モデルの仕組み

酒オーナー制は、オーナーからの出資金により酒米を清酒に商品化するという6次産業化を内在させている点の特徴である。酒米から清酒へと付加価値を向上させることで、棚田単位面積当たりの収益拡大を目指している。

もう一つの大きな特徴は、オーナーが支払う30,000円のうち10,000円は上勝町内でのみ使用可能な商品券としてオーナーに還元する点である。これにより上勝町内で総額500,000円の消費が見込まれる。

その他、プロジェクト実施により排出される二酸化炭素約2.5 tをカーボンオフセットする取り組みや清酒売上の5%を上勝町に寄付する取り組みも行われている。

- 参加費1口：30,000円。
- 募集口数：50口。
- 参加特典：清酒 1 升瓶3本，上勝町商工会発行商品券10,000円。
- 参加内容：田植・草刈・収穫・酒蔵見学。
- その他：参加者の移動，酒瓶製造，清酒運搬に伴い発生する二酸化炭素をオフセット。清酒売上の5%を上勝町へ寄付。
- 農地面積：約3,000㎡
- 生産量（米）：870kg
- 生産量（清酒）：800本（うち650本販売）
- 販売予定価格：3,000円/1,800ml



(3) 酒オーナー制参加者の分析

酒オーナー制参加者の性別は、男性 75%、女性 25% となっている。参加者の年齢層は、30代が最も多く 30%、次いで40代が20%、20代・50代・70代以上が各15%となっている。

オーナー制への参加動機は、「米作りの段階からお酒づくりに参加することに興味を持ったため」、「プロジェクトの趣旨に賛同したため」、「この仕組みを他地域でも実施したいため」等であった。

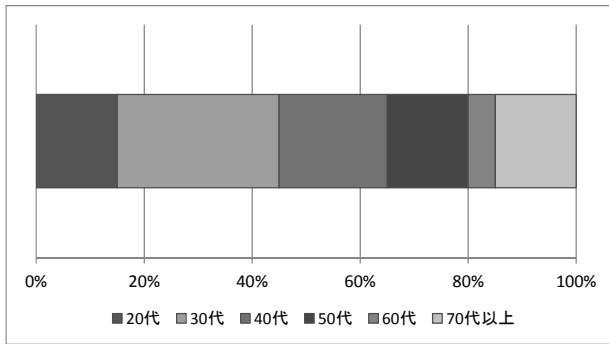


図-7 酒オーナー制参加者年齢層

5. 酒オーナー制モデルによる経済効果

オーナー制による売上額は、上勝町商工会商品券使用分500,000円、玄米販売による売上収入300,000円、清酒販売による売上収入1,950,000円が見込まれる。清酒製造に係る費用は、約1,200,000円程度になると試算されることから、農家と事務局への収入合計は、おおよそ1,000,000円程度になるものと試算される。

上勝町内の経済効果は、1,550,000円 (517円/m²) となり、既存オーナー制の500円/m²をやや上回るものと試算される。また、地域経済への経済効果は、2,750,000円 (917円/m²) となる。

上勝町は「まるごとエコツー特区」の認定を受けていることから、農家民宿や農家レストランが濁酒製造免許を取得することが認められている。将来的に、濁酒オーナー制を実施すれば、町外の酒造会社に支払っている清酒製造費も町内の業者に支払うことができる。

表-1 酒オーナー制モデルによる経済効果試算

項目	売上額	m ² あたり
上勝町内商店売上	500,000円	167円
農家玄米販売売上	300,000円	100円
徳島県内酒造会社売上	1,200,000円	400円
清酒販売による利益	750,000円	250円
合計	2,750,000円	917円

6. おわりに

棚田で農作業を続けている過半数は、65歳以上の高齢者であり、耕作者の多くは年金を受給している。近い将来、こうした棚田維持の担い手が現役を退くことが予想されるなか、年金を受給していない世代が、いかに経済的自立を図りながら棚田を維持するかが課題となっている。酒オーナー制は大規模棚田の利活用事例としても有効であり、こうした6次産業化オーナーモデルは、棚田米の付加価値向上の新たな取り組みとして期待される。

参考文献

- 1) 田中紀子, 花岡史恵, 澤田俊明ほか: 都市農村交流型ワーキングホリデーの特徴分析—徳島県・上勝町ワーキングホリデーの事例から—土木計画学研究講演集, 2005
- 2) 田中紀子, 花岡史恵, 澤田俊明ほか: 地域再生にむけた都市農村交流型ワーキングホリデーの展開と課題—徳島県・上勝町ワーキングホリデーの事例から—土木計画学研究講演集, 2006
- 3) 花岡史恵, 澤田俊明ほか: 棚田保全に根ざした棚田オーナー制の展開と課題—徳島県・上勝町「檜原の棚田」を事例として—土木計画学研究講演集, 2007 (2011.8.5受付)